

過半数代表者に

要請書を提出しました！

しかしまたも受け取りを拒否

支部は4月6日、過半数代表者に36協定締結に向けた議論などを中心に下記の内容で要請書を提出しました。しかし理由も語られることなくまたも残念ながら受け取りを拒否されました。

記

1. 2020年度の「時間外労働の実績・休日勤務の実績・年休消化率の実績・時季変更数の実績」について明らかにし、超過勤務削減に向けて取り組んだ「効果と対策」について全社員に示すこと。
2. 労働基準法改正による時間外労働の上限規制が改正された趣旨に基づき、労働者の健康を保護し、仕事と家庭生活の両立を図るよう配慮するため、当事者意識を持って労働時間を管理し、安全衛生委員会を活用して職場で議論すること。
3. 36協定の締結は職場に不安と疲弊を与えないためにも、速やかに36協定を締結すること。
4. 33発動の際には、遅滞なく会社より連絡を受けること。また労働者からの問い合わせがあった場合は33発動の連絡があった旨を周知すること。
5. 過半数代表者としての役割について、意見交換や情報発信を行い、全社員に議論内容を周知すること。また、過半数代表者としてコミュニケーションボードの使用を求めること。

過半数代表者はこの間私たちの要請書の受け取りを拒否し続けています。今回は信任投票まで行い職場の労働者の過半数の信任を得て就任したのですから、過半数代表者は信任票を投じた社員に対しても真剣に答えるべきだと思います。また御礼の掲示では「東京総合車両センターをこれまで以上に安全で働きやすい職場づくり、より良い職場づくりに奮闘します。」と述べていますが、それならば何故職場で働く労働者の声を聞かないのでしょうか。私たちはこれからもあらゆる場を通じて職場の労働者の声を発信し、職場環境の改善と労働条件の向上を目指していきます。

安全で安心して働ける職場を目指そう！

